

相模原市の高度処理型浄化槽整備

きれいな水を未来へ残そう



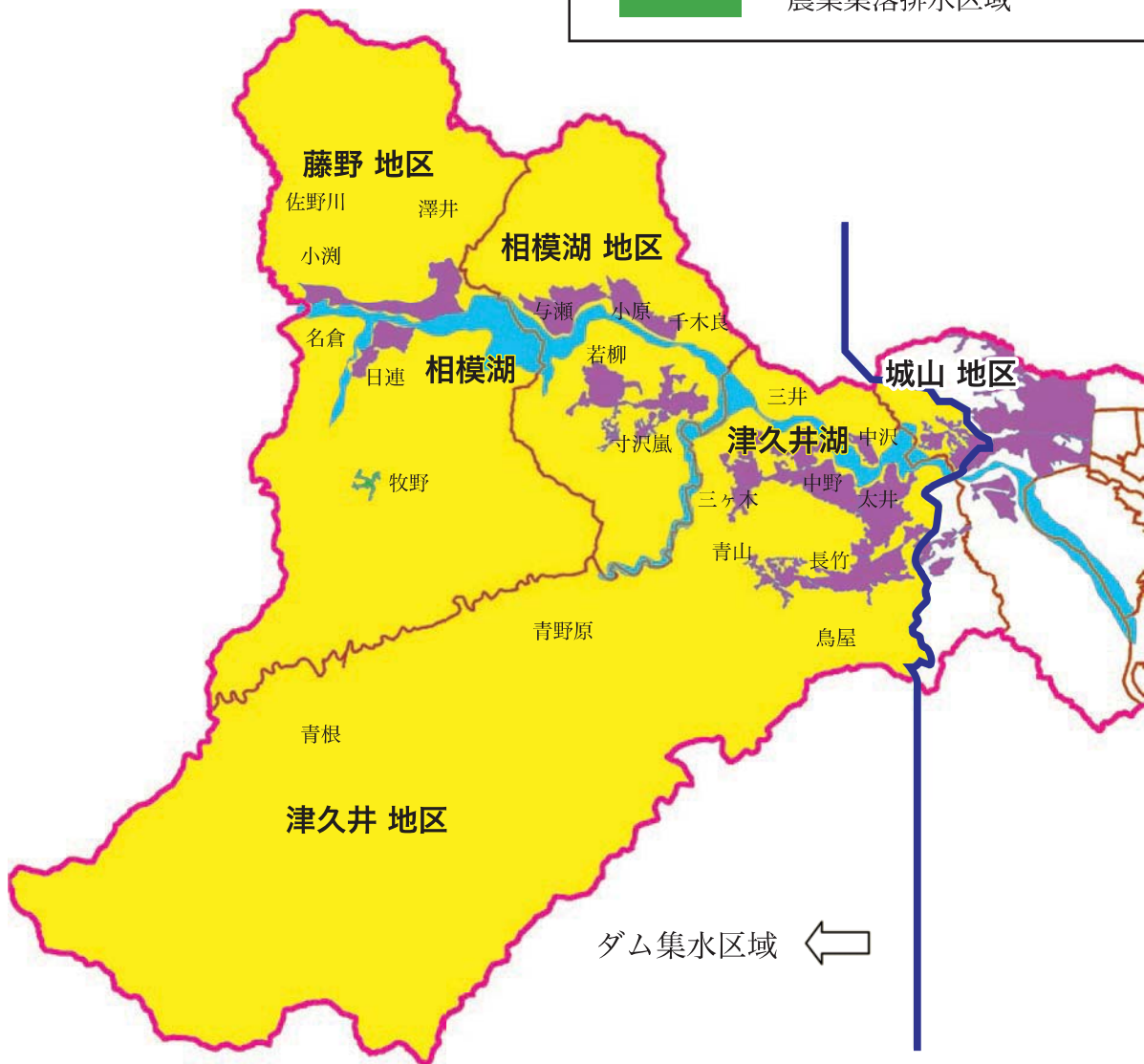
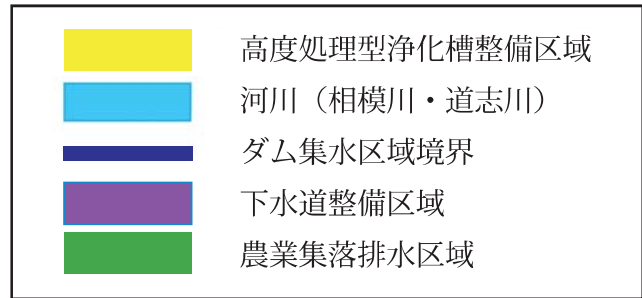
単独・合併浄化槽をご利用の皆様へ（お願い）

- ・現在ご使用の浄化槽は浄化槽法により指定検査機関が行う毎年1回の法定検査及び年3回程度の保守点検、また、年に1回以上の清掃業者による清掃が義務付けられています。

※市では平成19年度年度から、神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、窒素、リンを除去する高度処理型浄化槽の整備を進めています。

高度処理型浄化槽は市が設置し管理します。

高度処理型浄化槽整備区域





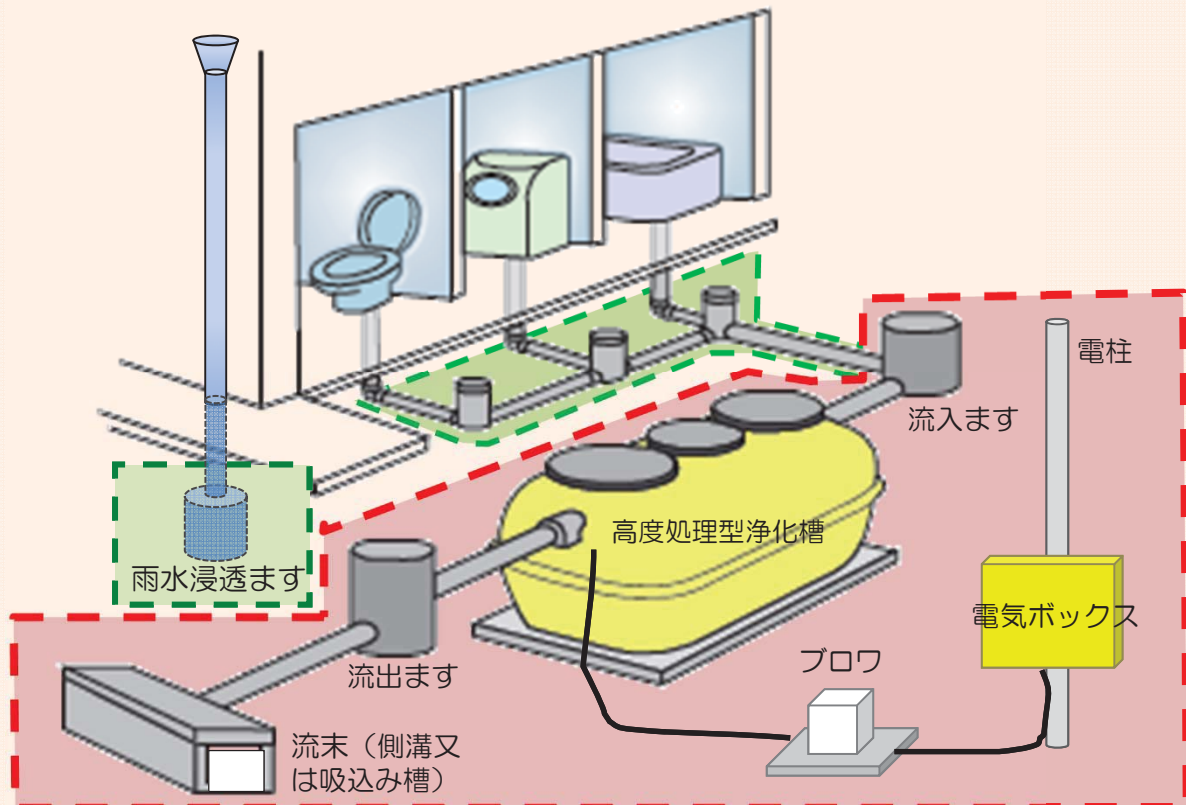


[高度処理型浄化槽を設置する場合は]

- 工事店申請又は個人申請により、設置申請書を提出していただき、宅地内（家屋）に1基、市が設置します。
- お住まいの世帯人数に応じた受益者分担金をご負担していただきます。
- 浄化槽を使用すると水道使用水量に合わせて算出した使用料金をお支払いいただくこととなります。（簡易水道の区域の場合は世帯人数によります。）
- 放流先が無い場合は、市が排水管を施工するまでの間、宅地内に暫定の吸込み槽を設置させていただきます。（工事並びに管理は市が行います。）
- 浄化槽に接続する排水設備工事は、「高度処理型浄化槽工事店」又は「相模原市指定下水道工事店」へ依頼してください。

イメージおよび概要

-  個人が改修及び管理する範囲（排水設備）
-  市が設置及び管理する範囲



高度処理型浄化槽設置状況



高度処理型浄化槽は通常の浄化槽では取り除くことが出来ない窒素やリンを除去できる浄化槽です。

一般的な家庭に設置する浄化槽(5人槽)の大きさは、横 約1.3m、縦 約2.5mです。

浄化槽本体の他に、専用の電柱・電気ボックス、ブロウ等を設置します。

浄化槽の維持管理について

市が設置した浄化槽の維持管理はすべて市が行います

一般的な5人槽の場合

○保守点検（保守点検業者が年3回）

浄化槽が正常に働いているかを点検し、消毒薬の補充、鉄電極の交換等を行います。

○法定検査（指定検査機関が年1回）

浄化槽の動きが正常に維持されているか外観検査（水漏れ、悪臭の発散、放流水の状況等）、書類検査（清掃、保守点検の記録の診断）、水質検査を行います。

○清掃（清掃業者が年1回以上）

浄化槽内の微生物の死骸や汚泥の汲取り、清掃を行います。

※維持管理作業の際にはご使用者様の負担で水道を使用させていただきます。

申請から工事完成（使用開始）まで

個人申請の場合

- ・市役所窓口でご相談ください。
- ・分担金、浄化槽使用料等について説明します。

- ・個人で設置申請書を提出します。

- ・市と申請者、浄化槽設置業者で現地立会いを行い、浄化槽の位置を決定します。

- ・浄化槽工事は市と契約した業者が行います。

- ・排水設備工事は別途申請者が指定下水道工事店に依頼して施工します。

申請から概ね6か月

事前説明

申請

工事

使用開始

工事店申請の場合

- ・工事店が工事内容及び、分担金、浄化槽使用料、排水設備の工事費用等について説明します。

- ・市と申請者、工事店で現地立会いを行い、浄化槽の位置を確認します。

- ・申請者に代わって工事店が設置申請書を提出します。

- ・浄化槽工事は市と契約した工事店が行い、排水設備工事も併せて行います。（排水設備工事は、申請者の負担になります。）



申請から概ね3か月

使用される皆さんへのお願いとご協力について

浄化槽の機能を正常に保つためには、日常の管理や使用方法に気を付けることが大切です。

台所では	<ul style="list-style-type: none">・使った油は、流しなどに流さず、ゴミとして処理する。・なべや皿のひどい汚れは紙で拭いてから洗う。・三角コーナーには細かい網目のネットを被せる。
洗濯する時には	<ul style="list-style-type: none">・無リン洗剤を使う。(中性洗剤等)・洗剤は必ず適量を使用する。・漂白剤は適量を使用する。
トイレでは	<ul style="list-style-type: none">・紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻を流さない。・トイレットペーパーを使用する。・塩酸等の薬品を使わない。(普通のトイレ洗剤は問題ありません)
風呂や洗面所では	<ul style="list-style-type: none">・水の使用は適正量にする。・髪の毛などゴミは適時取り除く。・入浴剤の使用は適正量にする。
浄化槽本体については	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽の蓋は必ず閉めておく。・浄化槽の蓋の上には、物置など動かせないものは置かない。・殺虫剤は使用しない。・ブロワの電源を絶対に切らない。・ディスポージャー(システム)を使用しない。・停電した場合、復旧後に浄化槽の電源が入っていることを確認する。



問い合わせ

相模原市役所 津久井下水道事務所

住所 相模原市緑区中野633番地

電話 042-780-1410 (直通)

相模原市ホームページ

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>